

資料提供	
平成27年5月8日	
担当課 (担当者)	財政課 (亀井)
電話	0857-26-7043

平成27年5月臨時議会付議案

議案第1～2号 鳥取県監査委員の選任について(人事企画課)

次の者を鳥取県監査委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議会の議員のうちから選任する監査委員：上^{うえ}村^{むら}忠^{ただ}史^{ふみ}
 森^{もり} 雅^{まさ} 幹^き

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥獣保護法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

(平成27年3月12日専決)(緑豊かな自然課等)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法等の条項及び用語の整理を行うものである。

(改正する条例)

- ・職員の特殊勤務手当に関する条例
- ・鳥取県附属機関条例
- ・鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- ・鳥取県環境影響評価条例
- ・鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例
- ・鳥取県手数料徴収条例

[平成27年5月29日施行ほか]

(2) 工事請負契約(街路滝山桜谷線トンネル工事(交付金))の締結についての議決の一部変更について

(平成27年3月12日専決)(道路建設課)

仮設ヤード造成及びトンネル掘削による近隣住宅地への騒音対策等に期間を要したことに伴う工期延長を行うものである。

(変更内容)

工事完成期限：現行 平成27年5月13日 変更後 平成27年9月16日

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年3月17日専決)

(販路拡大・輸出促進課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金107,741円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成27年2月3日、販路拡大・輸出促進課の職員が、公務のため軽乗用自動車運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 27 年 3 月 17 日専決) (道路企画課)

和解の相手方：甲 日野町 企業
乙 日野町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 21,709 円 (県過失 8 割) を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成 26 年 12 月 4 日、和解の相手方乙が一般国道 180 号を和解の相手方甲所有の普通貨物自動車で行中、道路路肩に停車した際、折損した視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。

(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成 27 年 3 月 18 日専決)
(人権教育課)

相手方：借受者 1 名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成 27 年 3 月 18 日専決)
(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人 利害関係人 1 名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 168,994 円について、平成 27 年 4 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(7) 鳥取県附属機関条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成 27 年 3 月 24 日専決)
(業務効率推進課等)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の題名を改める等、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県附属機関条例
- ・鳥取県手数料徴収条例

[平成 27 年 4 月 1 日施行]

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 27 年 3 月 31 日専決) (道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 158,436 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 1 月 17 日、一般県道依原青谷線に設置している自転車駐車場の屋根が、強風により吹き飛び、和解の相手方所有の建物に当たり、同建物が破損したものである。

(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成 27 年 3 月 31 日専決)
(人権教育課)

相手方：借受者の連帯保証人 1 名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(10) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成27年4月14日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：八頭町 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び延滞金 1,082,400 円について、平成 27 年 5 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年4月18日専決)(道路企画課)

和解の相手方：日南町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 366,997 円(県過失 10 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 2 月 4 日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため小型特殊自動車(除雪車)を運転中、駐車場内において運転操作を誤り、駐車していた和解の相手方使用の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(12) 工事請負契約(県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事(建築第一工区))の締結についての議決の一部変更について(平成27年4月18日専決)(教育環境課)

労務単価の変動により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。
(変更内容)

契約金額：現行 615,600,000 円 変更後 630,339,840 円(14,739,840 円の増)

(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年4月18日専決)

(人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年4月18日専決)(文化財課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 648,446 円及び人身損害に対する損害賠償金 111,403 円を和解の相手方に支払う。(県過失 10 割)

事故の概要：平成 26 年 11 月 10 日、埋蔵文化財センターの職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

報告第2号 鳥取県障がい者プランの策定について(障がい福祉課)

障害者基本法第 11 条第 2 項に基づき都道府県障害者計画として策定した鳥取県障がい者プランについて、同条第 8 項の規定に基づき報告するものである。

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 21 件